

2023年2月22日
全国港湾 22 発第 64 号
港運同盟発 23-第 10 号

国土交通省 港湾局
局長 堀田 治 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 真島 勝 重

全日本港湾運輸労働組合同盟

会長 日吉 正 博

政府の推進する「価値創造のための転嫁円滑化施策」に関する問い合わせについて

港湾運送事業並びに港湾労働に対しましてご理解とご協力に心より御礼申し上げます。

さて、政府は標記「施策」の推進を図るため、関係諸団体に周知の文書を発信し、そのフォローアップの取り組みを進められたと承知しております。この取り組みは、港湾運送に働くものからすれば、港湾ユーザー(船社・荷主等)と港運事業者間での適正な料金改定と収受を行い、いわゆる港運料金(元請料金)に留まらず下払い料金の確保も念頭に置いた施策と理解しております。また、悪しき商慣習を排することも重視されていると受け止めております。

私たちは、この政府施策は本年度も推進され、そのための必要な措置が講じられるものと考えておりますが、改めて本「施策」について、下記の通り質問いたしますので、文書にて回答されるようお願いするものです。

記

1. 政府は、22 年度に続き、23 年度も標記「施策」を継続して推進し、そのための周知・徹底・フォローアップなどの措置を講じるのでしょうか。
2. 上記 1 項で 23 年度も継続しているとされる場合、貴省として所管事業者団体などに、22 年度と同趣旨の文書を 23 年度も発出する用意はあるのでしょうか。ある場合は「その写し」を、再発出をしないのであれば、継続している旨の回答をいただき、22 年度に発出された文書を添付頂くよう要請します。

3. 送付先 全国港湾 宛 〒144-0052 大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 1 階
港運同盟 宛 〒144-0052 大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 1 階

*問い合わせ先：全国港湾/03-3733-2561 港運同盟/03-3733-5285

以上